

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

## 有価証券の公開買付について（上）

### －公平法による企業結合の届出とは－

2015年8月下旬、全世界の半導体パッケージングテスト（Semiconductor Assembly and Testing Services）市場の占有率1位である台湾の大手メーカー（以下「A社」）が同市場の占有率3位である別の台湾大手メーカー（以下「B社」）の普通株式を公開買付けすると公表した。この買付案（第一次買付）の買付期間は、同年9月下旬に満了となったが、期間満了前までに買付条件（最低買付予定数に達すること）が成立するばかりでなく、応募株数が最高買付予定数を超えることになり、A社は、按分比例で応募のあった全ての株主から買い集め、同年10月初め、法による買付けを行ったうえ対価を支払い、B社の株主権を取得するに至った。

同年12月下旬、A社は、B社の普通株式を第二次公開買付けすると公表した。第二次買付について、買付条件が成立したうえに応募株数が一定の数量に達する場合、A、B両社は、公平交易法に定める企業の「結合」関係に該当する可能性があり、法により結合の届出を行う必要が生じた。そのため、A社は、第二次買付実施に当たって、金融監督管理委員会（以下「金管会」）に公開買付の届出を行う以外に、公平交易委員会（以下「公平会」）にも結合の届出を行うほか、買付期間満了前に最低買付予定数に達すること、そして公平会が結合を禁じないことがその買付条件となった。

2016年3月後半、買付期間が満了を迎えたが、公平会が期間満了前までに結合を禁止するか否かの決議を行わなかったため、買付条件が成立せず、第二次買付は成立するに至らなかった。数日後、公平会は、客観的に本案の実施は不可能であるとし、本結合案件の審議を中止する決議を行ったと発表した。

本稿は、「証券交易法」（以下「証交法」）、「公開買付公開発行会社有価証券管理方法」（以下「公開買付管理方法」）及び「公平交易法」（以下「公平法」）の企業結合の届出部分について、並びにA社によるB社の普通株式公開買付案件について、説明を行う<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> 資料出所：金融監督管理委員会証券期貨局－公開買付関連疑問問答  
<http://www.sfb.gov.tw/ch/home.jsp?id=30&parentpath=0,6>、最終閲覧日 2016年3月25日

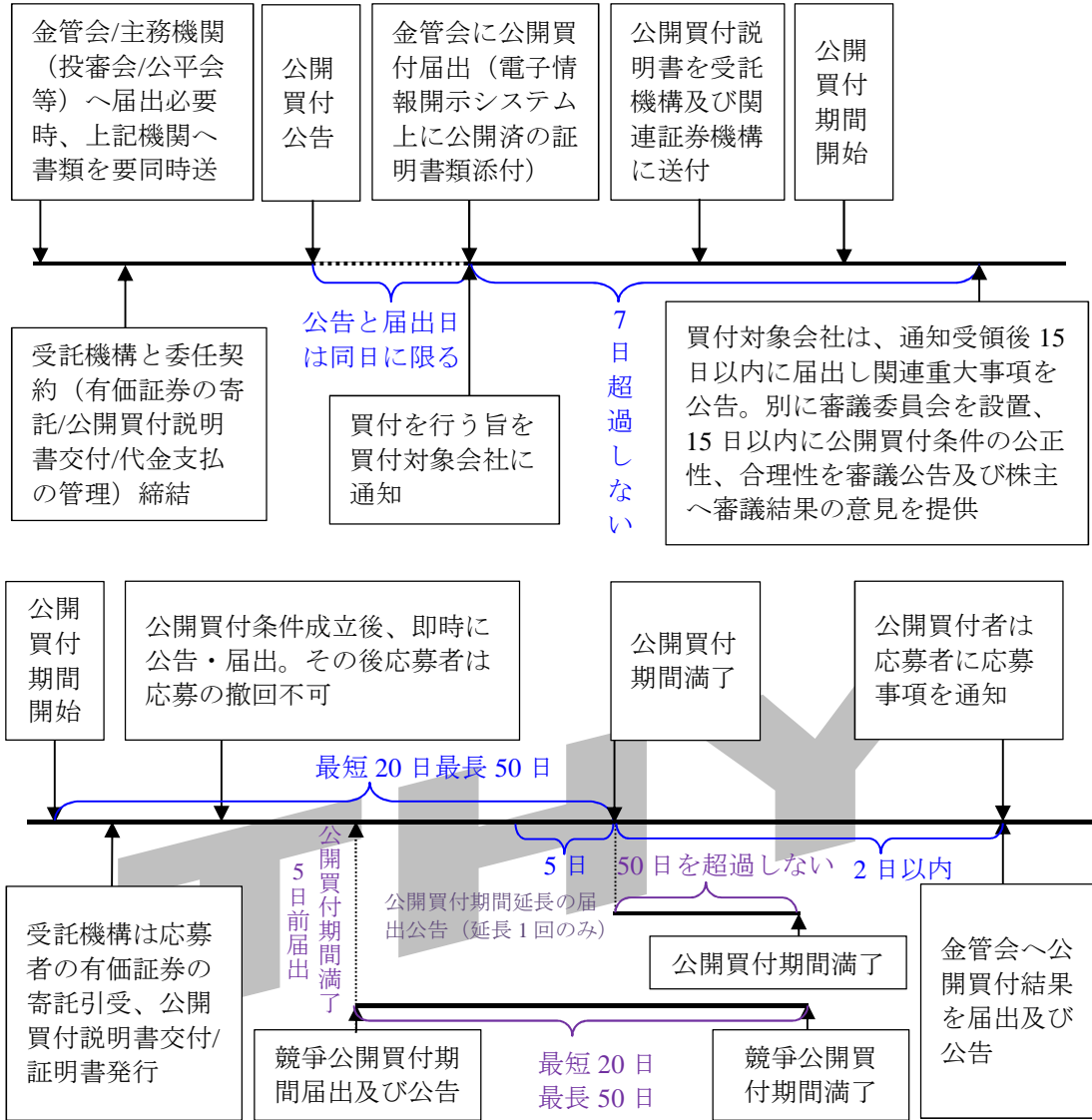
---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

## 一、公開買付

### 1. 公開買付の流れ



本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

## 2. 公開買付（証交法第 43-1 条、公開買付管理方法第 2 条）

公開買付とは、有価証券集中取引市場又は証券業営業所を通さずに、不特定多数の者に対し、公開で有価証券を契約し買付ける行為をいう。また、買付の標的は、証交法により公開発行手続を行った会社の発行済株券、新株引受権利証書、株式引受権証券、株式引受権付特別株、転換社債、株式引受権付社債、預託証券及びその他金管会の審査を経た有価証券に限る。

### (1) 公開買付

公開買付者は、公開買付方式によって目標とする会社の有価証券を取得する場合、原則として、事前に金管会に届出のうえ公告後に開始することができる。

### (2) 簡易公開買付け

次のいずれかに該当する場合、金管会への届出及び公告をする必要はなく直ちに公開買付けを実施することができる。

- 1) 公開買付者の買付予定株数に、公開買付者とその関係者<sup>2</sup>が取得済みの公開発行会社の有価証券を加算した総数が、当該公開発行会社が発行済みの議決権のある株式総数の 5%を超えない場合
- 2) 公開買付者が、発行済みの議決権のある株式総数の 50%を超える株式を所有する会社の有価証券を公開買付けする場合
- 3) その他主務機関が定める事項に該当する場合

### (3) 強制公開買付け

単独で又は他者と共同で、50 日以内に公開発行会社の発行済株式の総額の 20%以上の株式<sup>3</sup>を取得予定の場合又は「不動産証券化条例」の不動産投資信託受益証券が一定の割合に達する場合、原則として、公開買付けの方式を採らなければならない。

## 3. 公開買付けの届出及び公告

### (1) 公開買付けの届出

公開買付管理方法第 7 条に基づいて、公開発行会社の有価証券を公開買付けする場合、証交法第 43-1 条第 2 項第 1 款から第 3 款の事由がある場合を除いて、金管会に届出のうえ公告後に開始しなければならない。

<sup>2</sup> 関係者とは、公開買付者が自然人のとき、その配偶者及び未成年の子女をいう。公開買付者が会社のとき、会社法第 6 章-1 で定める関係企業に該当するものをいう。（公開買付管理方法第 3 条）

<sup>3</sup> 他者と共同で取得予定の株式とは、取得を予定している者の中で、共同の目的のために、契約・協議又はその他の方式で合意し取得する公開発行会社の発行済株式をいう。（公開買付管理方法第 12 条）

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

(2) 公開買付けの公告

1) 公告方式

公開買付者は、公開発行会社又は非公開発行会社かに係わらず公告をするとき、公告の内容を電子情報開示システムに提供しなければならず、公開買付者が公開発行会社に属さない場合、受託機構が行わなければならない。(公開買付管理方法第 26 条)

2) 公告内容

状況	公告内容
1. 公開買付開始公告	証交法第 28-2 条によらず自社株（金庫株の実施）の買戻しをする場合、公開買付者は、公開買付開始日前に公告し、公開買付届出書・弁護士による法律意見書 <sup>4</sup> ・買付対価支払履行能力証明書及び公開買付説明書を提出し申告しなければならない。 (公開買付管理方法第 9 条)
2. 公開買付条件変更	公開買付者は、証交法第 43-2 条第 1 項以外の条件の変更前に、金管会に届出のうえ公告し、各応募者・受託機構及び買付対象の有価証券公開発行会社に通知しなければならない。(公開買付管理方法第 17 条)
3. 公開買付期間延長公告	公開買付期間は、最短で 20 日、最長で 50 日でなくてはならない。公開買付管理方法第 7 条第 2 項の事由又はその他正当な理由 <sup>5</sup> がある場合、当初の公開買付者は、金管会に買付期間の延長を届出のうえ公告することができる。但し、延長期間は、合計で 50 日を超えてはならない。(公開買付管理方法第 18 条)
4. 公開買付条件成立	公開買付者は、当該公開買付条件成立の日から 2 日以内、金管会に届出のうえ公告するほか、受託機構にも同報しなければならない。(公開買付管理方法第 19 条)

<sup>4</sup> 公開買付管理方法第 9 条第 2 項により、公開買付に金管会又はその他主務機関の承認又は届出による発効が必要となる場合、届出書類について弁護士が審査のうえ、合法性を具備する法律意見を提出する必要がある。(本文の 1.(4)その他法により届出が必要となるケースを参照)

<sup>5</sup> 例として、公開買付期間満了前にその他主務機関（投審会、公平会など）の承認を得ていない、又は届出の発効書簡を取得していないなど。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

状況	公告内容
5. 金管会による公開買付停止の承認又は届出事項変更の命令公告	証交法第 43-5 条第 1 項 <sup>6</sup> の規定により金管会の承認を得て公開買付けを停止する場合、金管会の買付停止承認書簡の到達日から 2 日以内に公告するほか、各応募者・受託機構及び買付対象の有価証券公開発行会社に通知しなければならない。 公開買付について、証交法第 43-5 条第 2 項 <sup>7</sup> の規定により金管会から届出事項の変更命令がある場合、前項の規定を準用する。(公開買付管理方法第 21 条)
6. 公開買付期間満了	公開買付者は、公開買付管理方法第 18 条に定める公開買付期間満了の日から 2 日以内に、金管会に同方法第 22 条に定める事項を届出のうえ公告しなければならない。(公開買付管理方法第 22 条)



<sup>6</sup> 公開買付者が公開買付けを実施後、次のいずれかに該当するうえ、主務機関の承認を得た場合を除き、公開買付けの実施を停止してはならない。1. 買付対象の有価証券公開発行会社に財務・業務状況の重大変化が生じ、公開買付者が証明を提出する場合 2. 公開買付者が破産・死亡・監督保護若しくは補助の宣告又は更生の決定を受ける場合 3. その他主務機関が定める事項。(証交法第 43-5 条第 1 項)

<sup>7</sup> 公開買付者による届出及び公告の内容が法令規定に違反する場合、主務機関は、公益保護の必要から、公開買付者に公開買付けの届出事項を変更するほか、再び届出及び公告を行うよう命じることができる。(証交法第 43-5 条第 2 項)

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。